

松江市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に規定する情報公表対象支援情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）について、対象事業者から報告される障害福祉サービス等情報の受理、調査、情報の公表等について、当該事務を効率的かつ円滑に行うため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱で使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報告 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定による報告をいう。
- (2) 公表 障害者総合支援法第76条の3第2項及び児童福祉法第33条の18第2項の規定による公表をいう。
- (3) 調査 障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項の規定による調査をいう。
- (4) 公表システム 独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」をいう。

(指定障害福祉サービス等の種類)

第3条 報告及び公表の対象となるサービス及び支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。） 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助
- (2) 指定地域相談支援 指定地域移行支援及び指定地域定着支援
- (3) 指定計画相談支援
- (4) 指定障害児通所支援（共生型通所支援を含む。） 指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(報告の単位)

第4条 障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報（以下「経営情報」という。）を除く）の報告は、障害福祉サービス等事業所単位で行う。経営情報の報告は、原則、障害福祉サービス等事業所単位で行い、事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとする。

※ 報告すべき障害福祉サービス等事業の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係については、別添4のとおりとする。

(障害福祉サービス等情報の具体的内容)

第5条 事業者等が報告する具体的内容は、以下のとおりとする。

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働令第19号。以下「障総則」という。）第65条の9の8及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報並びに別添3経営情報のとおりとする。

(2) 報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。

なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別添3の経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。

(3) 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報を報告するものとする。

(4) 事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。

(5) 一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形での公表を可能とするものとする。

(報告等の回数及び基準日)

第6条 報告及び公表は、原則として毎年度1回行うこととし、事務を行うための基準日（以下「基準日」という。）は、4月1日とする。

（報告の方法等）

第7条 報告は、原則、公表システムにより行うこととする。ただし、公表システムにより報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等により行うことができる。

2 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定申請時に公表システム基本情報登録依頼書（別記様式）を市長に提出するものとする。

3 報告は、次の各号に定める期間内に行わなければならない。

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始している事業者 基準日の属する年度の5月1日から7月31日までの間

(2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者 当該事業者指定を受けた日から起算して1か月を経過する日までの間

(3) 経営情報の報告の期限は、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後から3月以内とする。

なお、経過措置として、令和8年3月31日までの間は、経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとする。

4 市長は、必要と認める場合、前項の報告のほかに事業者に対し時期を定め報告を求めることができる。

（災害時等の報告の免除）

第8条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障総則第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児福則第36条の30の2の規定により、災害その他市長に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者は、報告を行わないことができる。

（障害福祉サービス等情報の更新の取扱い）

第9条 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときは、公表システムにより速やかに市長に報告を行うものとする。

（公表の時期）

第10条 公表の時期は、次の各号に定める時期とする。（経営情報を除く）

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始している事業者 報告後2か月以内

(2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者 報告後1か月以内

(手続き)

第 11 条 松江市長は、実施要綱等に基づき、事業者等が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

また、松江市長は、障害福祉サービス等情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計し、経営情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する。

(公表の方法等)

第 12 条 市長が行う公表は、原則として、公表システムを通じてインターネットにより行うものとする。ただし、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても、これを行うものとする。

2 市長は、公表する障害福祉サービス等情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

3 事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することができる。

(調査の実施等)

第 13 条 調査は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとし、調査方法は第 2 項から第 5 項のとおりとする。

- (1) 報告された内容に虚偽が疑われるとき。
- (2) 公表内容について、利用者から苦情等があったとき。
- (3) 指定障害福祉サービス等に係る運営指導を行うとき。
- (4) 食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき。
- (5) その他調査を行う必要があると市長が認めるとき。

2 調査は職員 1 名以上で行い、基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

3 調査の時点は報告日現在とし、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前の 1 年間とする。

4 基本情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認する。

5 運営情報において実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認は次号のとおりとする。

- (1) 当該取組の実施の有無を確認し、取組の実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等は

行わない。

(2)利用者ごとの記録等の事実確認を行う場合については、当該記録等の原本を1件確認する。

(3)紙、電子媒体等の形式は問わない。

(4)研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認する。

(5)各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わない。

6 市長は、調査結果に事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者から同意を得るものとし、当該同意をもって調査が終了したものとする。

7 市長は、調査を行ったときは、速やかに当該調査の結果を公表するものとする。

(是正命令を受けた事業者の取扱い)

第14条 事業者は、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づき、報告、報告の内容の是正又は調査を受けることを市長から命じられたときは、その命令に従わなければならない。

(苦情等の対応)

第15条 公表されている情報に関する苦情等の窓口は、健康福祉部障がい者福祉課とする。

2 市は公表情報に関する利用者等からの苦情等について、対応の経過を記録するものとする。

3 市は、前項の照会等に対し、事業者から適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行うものとする。また、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から訂正の報告を受けた後、速やかに公表する。

4 事業所から適切な説明が得られなかった場合、松江市長は障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討するものとする。

(その他)

第16条 松江市における経営情報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように留意し、本制度の目的に沿って取り扱うこととする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、障害福祉サービス等情報の公表等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年12月19日から施行し、令和7年8月29日から適用する。

別記様式（第7条関係）

公表システムにおける基本情報登録依頼書

（あて先）松江市長

松江市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱第7条第2項に基づき基本情報登録を依頼します。

法人情報 ※すでに法人情報を登録済みの方は記載不要

法人番号	
(フリガナ) 事業者名	
郵便番号	
所在地	
電話番号	
FAX 番号	
ホームページ URL	
システム連絡用メールアドレス	
代表者の氏名	
代表者の職名	
設立年月日（※西暦で記載）	年 月 日

事業所に関する情報

事業所番号（記載不要）	※
(フリガナ) 事業所名	
郵便番号	
所在地	
電話番号	
FAX 番号	
連絡先（メールアドレス）	
ホームページ URL	
管理者氏名	
サービス種類	